

公的証明書及び自己宣誓書



- 混合食品の分類に応じて、公的証明書又は自己宣誓書の添付が必要。
- 公的証明書は、混合食品に用いる動物性加工済原料の種類に応じて、農林水産省輸出・国際局又は動物検疫所が発行。
- 自己宣誓書は、輸入者が作成。

分類		品目（例）	添付書類	発行主体
混合食品	カテゴリー1 • 温度管理が必要	冷凍食品	公的証明書 （注3）	• 動物検疫所 [肉製品、乳製品、卵製品を 含む混合食品] • 輸出・国際局 [水産製品のみを含む 混合食品]
	カテゴリー2 • 温度管理が不要 • 肉製品（注1）を含む	ラーメンスープ		
	カテゴリー3 • 温度管理不要（注2）であって、カテゴリー2以外のもの	だし入り味噌 めんつゆ 和菓子	自己宣誓書 （注4）	輸入者

注1：肉製品には、肉エキスを含みますが、ゼラチンやコラーゲンなどは含みません。

注2：品質維持のため、冷蔵（0℃より上）で輸出され、現地では常温で販売される製品を含みます。
 現地では常温で販売される混合食品であっても、品質保持等の理由で0℃以下で輸送される場合はカテゴリー1の扱いになり、公的証明書が必要です。

注3：はちみつ製品を含む混合食品の輸出要件は、現在EU側に確認中です。

注4：はちみつ製品のみが含まれる混合食品は自己宣誓書が不要ですが、インボイス等の貿易関係書類の提出が求められます。

自己宣誓書の通関時の確認免除 ①



- ・ カテゴリー3混合食品のうち、リスクが低いものは、通関時の自己宣誓書の確認が免除される。
- ・ 通関時の確認が免除される品目については、輸入後、各加盟国当局が市場流通時に規制への適否を監視。

対象品目の要件

次ページのリストに挙げられているCNコードに該当するカテゴリー3混合食品であって、以下の要件を満たすもの。

- ① 原料の卵製品及び乳製品について、EU規則に基づく加熱処理※がされていること

※ [COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2020/692](#)において定められた加熱処理
乳製品：付属書 27のB欄
卵製品：付属書 28

- ② ヒトの食用であることが明記されていること



- ③ しっかりと密封されていること



自己宣誓書の通関時の確認免除 ②



対象食品リスト

CNコード	品目（仮訳）
1704, 1806の一部	菓子類、チョコレート及びココアを含む調整品の一部。
1902 19, 1902 30, 1902 40の一部	パスタ、麺類、クスクスの一部。
1904 10, 1904 20, 1904 90の一部	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品、いつてない穀物のフレークから得た調製食料品、いつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品、米及びその他の穀物から得た調製食料品の一部。
1905 10, 1905 20, 1905 31, 1905 32, 1905 40, 1905 90の一部	パン、ケーキ、ビスケット、ワッフル、ウェハース、ラスク、トーストしたパン及びトーストした製品の一部。
2001 90 65, 2005 70 00, 1604の一部	魚を詰めたオリーブの一部。
2005 20 20の一部	すぐに食べられるポテトチップス・クリスプの一部
2101	コーヒー、コーヒー代用品、茶又はマテ抽出物、香料・濃縮物及びこれらをもとにした調整品、コーヒー・茶・マテをもとにした調整品。
2103の一部	少量の魚の出汁を含むみそ及び少量の魚の出汁を含む醤油
2104の一部	だし汁及び風味料の一部。
2106 の一部	動物性加工原料を含む栄養補助食品（グルコサミン、コンドロイチン及びキトサンを含む。）の一部。
2208 70 の一部	酒類の一部。

（出典） [Commission Delegated Regulation \(EU\) 2021/630](#)